

中古自動車輸入制度

1. 概要

ペルー政府は1992年、車両不足の解消や雇用創出を目的に中古車輸入に踏み切り、日本製の中古車を利用した乗り合いワゴンやタクシー、トラックが急増した。しかし、新車市場が急成長を遂げた2000年代以降、中古車による交通事故の対策や国際水準の環境基準の導入に向け、政府は中古車規制に政策を転換。中古車輸入に設けられていた税優遇措置は2012年末に撤廃された。

根拠法：[法律 29303](#)（2008年12月18日公布）

2. 現状

(1) 中古車の輸入条件

運輸通信省は、環境および国民の健康、交通安全を守るための措置として2020年2月に中古車輸入規定の条件を一部改定。現在は下表の条件を満たす中古車のみ輸入が認められている。

2020年2月2日以降の中古車輸入の条件

区分	火花点火		圧縮点火	
	走行距離	車齢	走行距離	車齢
L（二輪または三輪）	2万 km 以下	2年以下	輸入禁止	
M1（四輪乗用・旅客、乗車定員8人以下）	3.2万 km 以下	2年以下	輸入禁止	
M2（四輪乗用・旅客、乗車定員9人以上、車両総重量5トン以下）	3.6万 km 以下			
M3（四輪乗用・旅客、乗車定員9人以上、車両総重量5トン超）	12万 km 以下		20万 km 以下	2年以下
N1（四輪貨物、車両総重量3.5トン以下）	3.6万 km 以下	2年以下	輸入禁止	
N2（四輪貨物、車両総重量3.5トン超12トン以下）	12万 km 以下			
N3（四輪貨物、車両総重量12トン超）	24万 km 以下		40万 km 以下	2年以下

このほか、輸入可能な中古車として以下の条件を設けている。

- (イ) 事故被害（横転、正面・側面衝突・追突、火事、押しつぶし、解体、水害（洪水、水没または長期浸水被害）など）、被ばく被害、分損および全損宣告を受けるような欠損事故車両ではないこと。
- (ロ) オリジナルで左ハンドル車であること。右ハンドル車を左ハンドルに改修した車両の輸入は認められない。
- (ハ) 排ガス規制の現行基準を満たすこと。

根拠法：[政令 843](#)（1996年8月30日公布）、[税務監督庁通達 004-2009/SUNAT/A](#)（2009年6月2日公布）、[大統領令 005-2020-MTC](#)（2020年2月2日公布）

(2) 輸入通関書類

通常に通関書類のほか下記の書類が必要。

- (イ) 運輸通信省（MTC）に登録された業者が記入した中古車輸入技術票（Ficha Técnica de Importación de Vehículos Usados）
- (ロ) [指定検査機関](#)が発行した自動車検査証（Reporte de Inspección）

参考：[大統領令 058-2003-MTC](#)「[国家車両規則](#)」（2003年10月8日公布）

3. 例外

中古車輸入に関して下記の例外規定を設けている。

- (イ) 公共セクター向けの寄付（根拠法：[政令 843](#) 1996年8月30日公布）
- (ロ) 外交サービス目的の輸入（根拠法：[大統領令 147-99-EF](#) 1999年9月12日公布）
- (ハ) コレクション目的の輸入。車齢35年以上のものに限る。（根拠法：[大統領令 054-2000-EF](#) 2000年6月15日公布）
- (ニ) 外交使節、領事、国際機関代表による輸入（根拠法：[大統領令 147-99-EF](#) 1999年9月12日公布、[大統領令 112-98-EF](#) 1998年12月4日公布、[大統領令 142-2007-EF](#) 2007年9月15日公布）

[税務監督庁（SUNAT）ウェブサイト（自動車輸入関連）](#)

4. 中古のエンジン、部品、アクセサリーの輸入

(1) 輸入条件

中古のエンジン、部品、アクセサリーについては、再組立てを条件に、下記掲載の「国家車両規則」第144条にHSコードが記載された品目に限り輸入を認めている。なお、再組立て品には下記の条件を定めている。

- (イ) 新品に匹敵する技術基準と品質を持つこと。
 - (ロ) 耐用年数が新品と同等であること。
 - (ハ) 新品と同様、メーカーが保証していること。
- (二) 正規品と同じブランド、または対応する正規品のブランドがあること。
- (ホ) 再組立て品であることを表示すること。

(2) 輸入通関書類

再組立て品には、通常に通関書類のほか下記の書類が必要。

- (イ) 正規品メーカーの再組立て業者許可証
- (ロ) 再組立て品の認証書
- (ハ) 再組立て業者の保証書

根拠法：[大統領令 058-2003-MTC](#)「国家車両規則」（2003年10月8日公布）
[大統領令 053-2010-MTC](#)（2010年11月11日公布）

以上